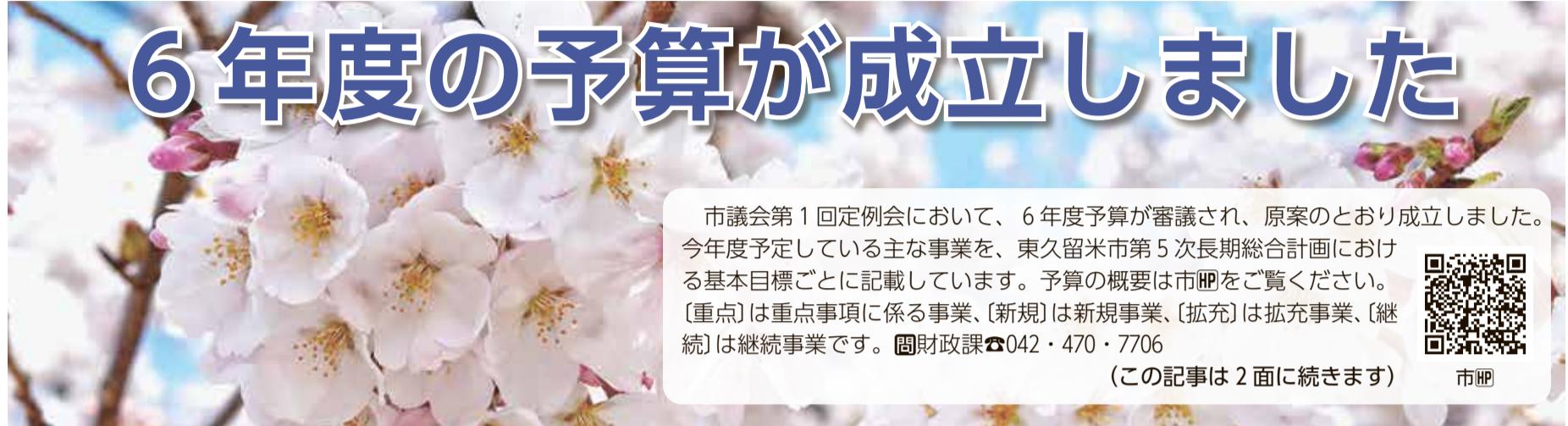


- ・自転車用ヘルメット購入補助事業について………3面
- ・第9期 東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定しました… 4面
- ・みのり塾 野菜の収穫を体験しよう……………7面
- ・「産後ケア事業」を利用してみませんか……………11面

東久留米市

検索



市議会第1回定例会において、6年度予算が審議され、原案のとおり成立しました。今年度予定している主な事業を、東久留米市第5次長期総合計画における基本目標ごとに記載しています。予算の概要は市HPをご覧ください。
[重点]は重点事項に係る事業、[新規]は新規事業、[拡充]は拡充事業、[継続]は継続事業です。問財政課 ☎042-470-7706

(この記事は2面に続きます)



市HP

6年度に予定している主な事業

基本構想実現のために

すべての基本目標それぞれに必要となる基本的な取り組みです。

重点新規 LINE等を活用したオンライン市役所の推進

予算額 1,626万1千円

小中学校、学童保育所への欠席連絡や保護者への連絡、学童保育所の登降所管理などをLINEができるようLINE公式アカウントを導入します。



LINEイメージ図

重点新規(仮称)未来志向の公共施設マネジメント検討委員会の設置

予算額 11万3千円

優先的に検討する施設として抽出し、内部検討を進めてきた「旧下里小学校」・「生涯学習センター」の2施設について、具体的な検討を行っていくため、専門家等を含めた検討委員会を設置します。

共に創るにぎわいあふれるまち

新規スポーツセンターLED照明更新及び吸式冷温水機更新工事
予算額 1,926万8千円

スポーツセンターのLED照明機等の更新および第一体育室の空調を制御している吸式冷温水機の更新工事を行います。



スポーツセンターのLED照明

重点新規生涯学習センターエレベーター改修工事
予算額 357万1千円

いきいきと健康に暮らせるまち

重点新規ウォーキングマップ等アプリの構築

予算額 647万5千円

現在、紙面作成しているウォーキングマップについて、市の魅力を付加した情報発信ができるようスマートフォンアプリケーションの構築を行います。



自然と共生する環境にやさしいまち

拡充指定収集袋減免申請の行かない窓口化

予算額 181万2千円

対面で実施している指定収集袋の減免申請・袋交付について、申請の郵送・オンライン化および民間事業者による袋の配送に変更します。



子どもが豊かに成長できるまち

新規義務教育就学児医療費助成事業に係る所得制限撤廃

予算額 3,877万8千円

本年10月から義務教育就学児医療費助成事業に係る所得制限を撤廃します。

拡充子どもショートステイ受け入れ枠の拡大

予算額 1,145万1千円

現在、1歳6ヶ月から小学生までを対象としている受け入れ枠を、生後57日の乳児から高校生世代まで利用できるよう拡大します。

重点新規おむつ定期配付・見守り支援

予算額 1,741万7千円

子育て世帯への家庭訪問を通じて、定期的な見守りや傾聴・協働による伴走型支援を行うことにより、子育て世帯の孤独・孤立対策を強化します。



拡充産後ケア事業の拡充

予算額 2,088万5千円

産後6ヶ月未満の母子を対象に、新たにショートステイ、デイサービス(1日型)、アウトリーチサービスを実施します。

新規・継続小・中学校改修事業

予算額 5億9,641万7千円

第一小学校南校舎棟西側のトイレ改修工事に伴う実施設計、同校南校舎棟東側のトイレ改修工事(洋式化等)、第五小学校体育館棟トイレ改修工事(洋式化等)、小山小学校校舎棟増改築ほか工事、久留米中学校南校舎棟東側のトイレ改修工事に伴う実施設計、南中学校普通教室整備ほか工事を行います。

重点新規小・中学校生活アンケートの実施

予算額 89万2千円

小学校4年生および中学校1年生を対象に学校生活アンケートを実施し、個々の児童・生徒の学級での状況を把握します。

安心して快適にすごせるまち

新規避難行動要支援者システム導入

予算額 2,483万3千円

東久留米市避難行動要支援者避難支援計画の対象となる要支援者の情報を管理するシステムを導入します。



継続市道207号線整備事業

予算額 9,329万8千円

継続東村山都市計画道路3・4・13号線及び3・4・21号線整備事業

予算額 9億1,282万円

新規都道東京所沢線(第4号)歩道整備受託事業

予算額 2,186万8千円

6年度 東久留米市 当初予算

一般会計予算は、総額で478億2,100万円(前年度比21億6,500万円、4.7%の増)となりました。主な増加要因として、児童手当や障害福祉サービス費などの民生費の増加、自治体情報システムの標準化・共通化に係るシステム修正費などの総務費の増加などが挙げられます。

一般会計に3特別会計(国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険)を合わせた総額では、745億6,726万3千円(前年度比23億4,271万7千円、3.2%の増)となりました。下水道事業会計は、収益的収支のうち、収入が23億2,482万8千円、支出が22億9,059万3千円、資本的収支のうち、収入が9億9,975万6千円、支出が16億4,335万2千円となりました。

それぞれの予算書は市HPでご覧ください。



市 HP

会計区分	令和6年度	令和5年度	増減率
一般会計	478億2,100万円	456億5,600万円	4.7%
国民健康保険 特別会計	118億2,447万2千円	120億5,727万9千円	△1.9%
後期高齢者医療 特別会計	38億6,217万6千円	37億1,686万3千円	3.9%
介護保険特別会計	110億5,961万5千円	107億9,440万4千円	2.5%
合計	745億6,726万3千円	722億2,454万6千円	3.2%

会計区分	令和6年度	令和5年度	増減率
下水道事業会計	収益的収入	23億2,482万8千円	23億2,888万3千円 △0.2%
	収益的支出	22億9,059万3千円	22億7,518万9千円 0.7%
	資本的収入	9億9,975万6千円	13億7,469万6千円 △27.3%
	資本的支出	16億4,335万2千円	21億6,803万7千円 △24.2%

一般会計

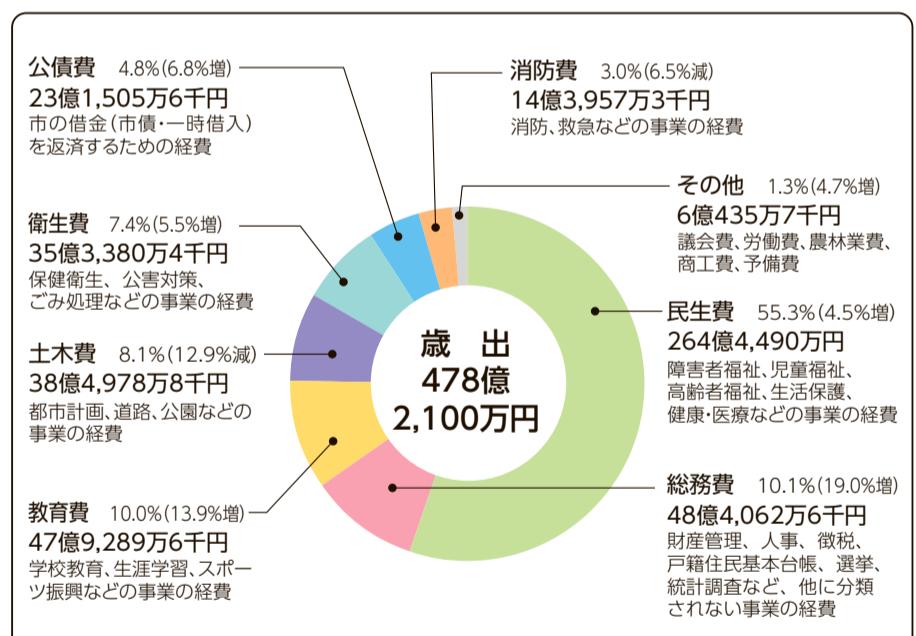
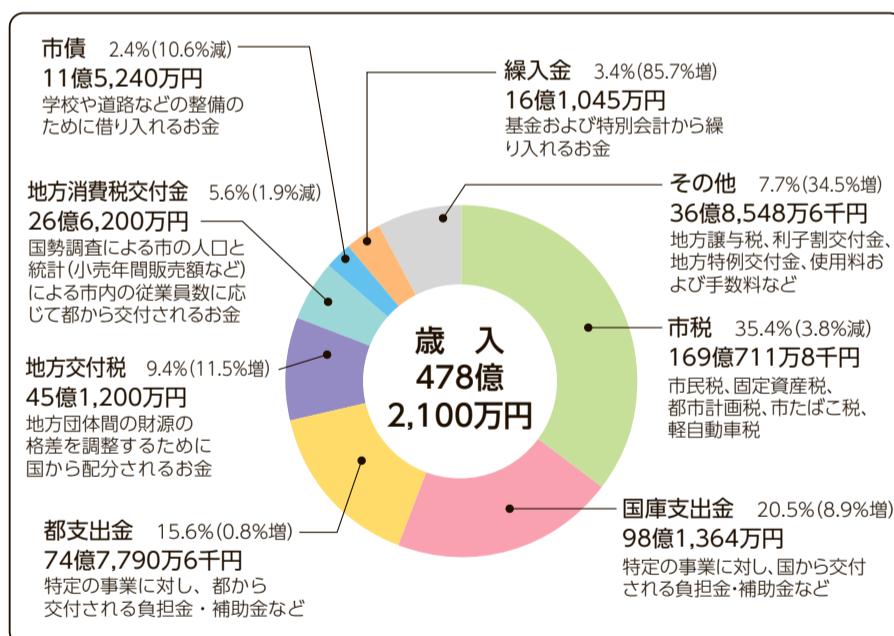
※各項目に含まれる職員人件費の合計…69億4,033万6千円
(前年度比4.6%増)

歲入

歳入の根幹である市税は、定額減税による所得割の減などによる個人市民税の減少や、企業収益の減による法人市民税の減少などにより、市税全体で169億711万8千円(前年度比6億6,684万9千円、3.8%の減)と見込んでいます。

歲出

6年度は、本市が目指すまちの姿である「あんしんして暮らせるまち」の実現に向けて、「未来志向の公共施設マネジメント」「人にやさしいデジタル化」「子どもたちへの投資」の3点を重点的に取り組む事項とし、予算を措置しました。



本市を取り巻く状況は、厳しい社会経済情勢に加え、人口減少のほかデジタル化の進展、働き方暮らし方に対する意識の多様化など多くの懸案課題を抱えておりますが、引き続き「やれる、できる」という姿勢で困難を乗り越え、次の50年に向けての礎を築いてまいる所存です。

安全で安心して暮らせるまちの基盤づくりとして、「東久留米市避難行動要支援者避難支援計画」に基づく具体的な取り組みに着手するためのシステムを導入し、地域防災力を高めてまいります。また、女性消防団員制度の試行導入や、女性の視点を生かした避難所運営体制の充実に向けて、「東久留米市避難所運営マニュアル」の改訂にも取り組んでまいります。さらに、能登半島地震の教訓や東京都地域防災計画の修正を踏まえ、「東久留米市地域防災計画」の改訂に着手するほか、木造住宅耐震改修助成制度の限度額を60万円から100万円に引き上げます。

教室以外の居場所を校内に求める児童・生徒に対し、別室登校支援員を配置するとともに、学校生活アンケートを通して個々の児童・生徒の学級での状況を把握してまいります。ボール遊びができる公園の整備に向けては、幸町都営住宅内公園に防球ネット設置を行うほか、久留米西住宅内の広場についても供用開始に向けて関係機関と協議を進めます。

その基盤づくりとして、わくわく健康プラザ内に「こども家庭センター」を開設し、困難を抱えるご家庭の支援体制の強化を図つてまいります。そして、子育て世帯の孤独や不安等を解消するため0歳児家庭を対象としたおむつ定期配付・見守り支援事業を実施するほか、子どもショートステイ受け入れ枠の拡大、さらには10月より義務教育就学児医療費助成の所得制限を撤廃します。また、

新年度となりました
令和6年度は、引き続
き「あんしんして暮ら
せるまち」の実現へと
結び付けられるよう、
施政方針にお示しした
3つの重点事項の中で
も、特にこともたち自
身への支援を通して未
来への投資についての
視点を大切にし、保護者支援も含めてこともたち
を全力で応援する予算編成といった。
至誠通天馬竜富田市長

第9期 東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定しました

問介護福祉課保険係 042・470・7818

市では、6年2月に「第9期(6年度～8年度)高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(以下、9期計画)を策定しました。

本計画は、計画期間の3カ年における市の高齢者福祉施策および介護保険事業についての方向性を定める重要な計画です。計画の本編および概要版は、市政情報コーナー・介護福祉課(市役所1階)、各図書館、市HPでご覧いただけます。

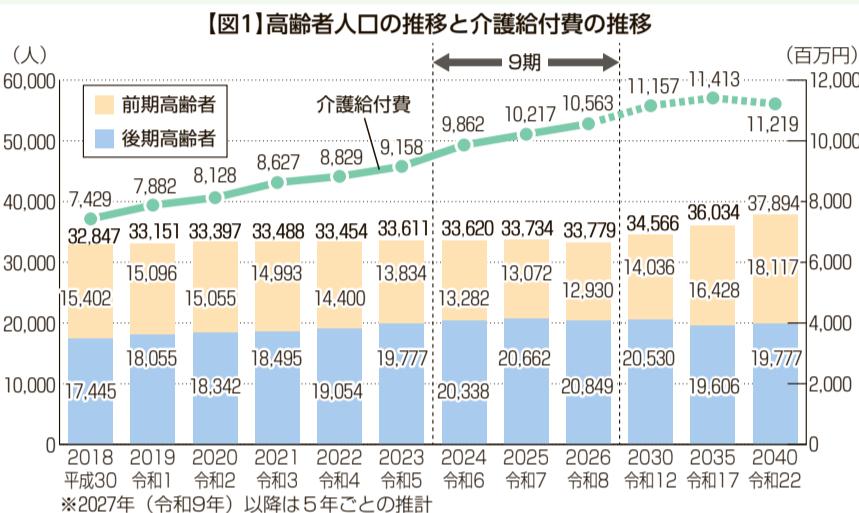


市HP

高齢者を取り巻く現況と課題

本市の65歳以上の高齢者人口は増加しており、特に「団塊の世代」の方が75歳に到達する7年前後で、後期高齢者の人口が急激に上昇する見込みです(図1)。高齢化の影響により介護を必要とする方が増加することから、今後、介護給付費も上昇していくことが見込まれています。

【図1】高齢者人口の推移と介護給付費の推移



基本理念と基本目標

9期計画は、「高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり」を基本理念とし、これを達成するための取組として4つの基本目標、目標ごとに具体的な施策の方向性を設定しました(図2)。また、計画に記載した主な施策内容と、市の取組は、「図3」のとおりです。

重点的な取組にあたる施策には「数値目標」を設定するなどし、その達成状況を定期的にモニタリングしつつ、PDCAサイクルに沿った進捗管理により計画を推進します。

【図2】基本目標と目標ごとの施策の体系

基本目標1 介護予防・健康づくり施策のための取組	基本目標2 要介護状態や認知症になってしまっても、自分らしい暮らしを続けるための取組
施策1 介護予防・フレイル予防の方向性	施策1 介護保険サービス提供体制の計画的な整備の方向性
施策2 住民主体の「通いの場」の活動支援の方向性	施策2 高齢者の住まいと在宅生活を支えるサービスの方向性
施策3 介護予防・生活支援サービス(総合事業)の方向性	施策3 家族介護者支援の方向性
施策4 リハビリテーションサービス提供体制の方向性	施策4 認知症施策の方向性
	施策5 権利擁護の推進・高齢者虐待の防止の方向性
基本目標3 共に参加し共に支える、地域ぐるみの体制づくりのための取組	
施策1 地域包括支援センターの体制整備の方向性	
施策2 在宅療養および在宅医療と介護の一体的な提供体制の方向性	
施策3 ひとり暮らし高齢者の「みまもり」体制構築の方向性	
施策4 地域のつながりづくりと「地域共生社会」に向けた取組の方向性	
基本目標4 持続可能な介護保険サービス等の提供体制を整備するための取組	
	施策1 介護認定事務の効率化的方向性
	施策2 サービス向上に資する給付適正化の方向性
	施策3 介護現場の生産性向上および介護人材確保の方向性
	施策4 リスクマネジメントに係る体制の整備の方向性

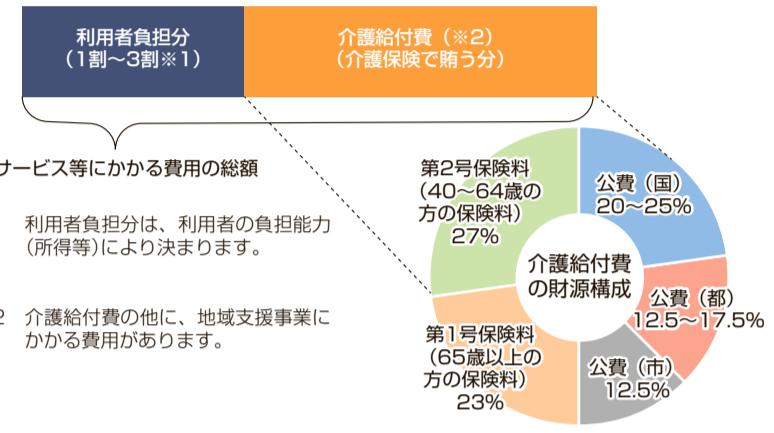
【図3】主な施策内容と取組

主な施策	主な取組
介護予防・生活支援サービス	支援が必要な高齢者への効果的・効率的な支援により、状態の改善につなげ、元の生活を取り戻すことで、サービスからの「卒業」につなげることをめざします。
一般介護予防事業	介護予防・フレイル予防や地域のコミュニティの強化のため、住民主体の「通いの場」の活動などの地域資源の活用を進めます。
認知症総合支援	認知症基本法の基本理念をふまえつつ、認知症に対する知識の啓発、早期発見、支援者の拡大、認知症の人や家族の孤立化防止などに取り組みます。
在宅医療・介護連携	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生のさいごまで続けていくため、地域における医療・介護の提供体制を引き続き構築していきます。
介護給付費の適正化	ケアプラン点検を計画的に実施し、サービス利用者の自立支援・重度化防止に資するケアプランが作成・実行・実践されることをめざします。
地域包括支援センターの機能強化	プランチの設置やセンターの増設など、センターの機能強化に取り組むとともに、様々な機会や媒体などを活用し、センターに対する市民の認知度向上を図ります。

介護給付費の財源構成

介護保険制度では、介護サービス等にかかる費用のうちの1～3割の利用者負担分以外の部分が、保険給付により賄われます。この保険給付費のうちの50%は40歳以上の方が支払う介護保険料、残りの50%は公費(税金)を財源としています(図4)。

【図4】介護給付費の財源構成



9期中の介護保険料

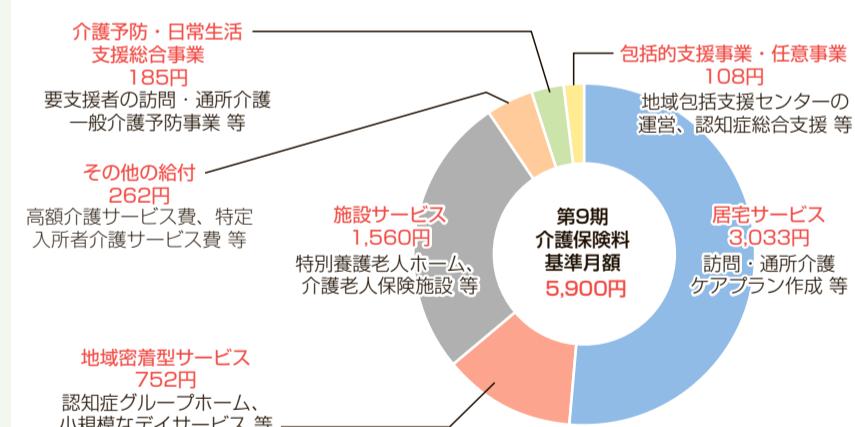
65歳以上の方の介護保険料は3年ごとの計画策定に合わせて改定されます。中・高所得層に一定の負担をお願いすることで保険料全体の上昇を抑制するという国の制度改正の内容等をふまえて、算定方法(図5)に基づき、9期中の保険料の基準月額(被保険者一人当たり・1月当たりの基準額)を算定した結果、その額は8期から据え置きで5,900円となりました(段階ごとの保険料率は一部変更があります)。

納付いただいた保険料は、介護が必要な方やその家族の方が利用する介護サービス等の費用に充てられます(図6)。

【図5】介護保険料の基準額の求め方(概要)

$$\text{計画期中に必要な介護サービス等の総費用} \times 65\text{歳以上の方の負担分 } 23\% \div 65\text{歳以上の方の人数} = 6\sim8\text{年度の介護保険料の基準額} \\ \text{月額5,900円 年額70,800円}$$

【図6】基準月額5,900円のつかいみち



介護予防・健康づくり施策のための取組

高齢者の方がその有する能力に応じて自分らしい暮らしを続け、自立した生活を送ることができる年齢を延ばしていくためには、介護予防の取り組みを進めることが重要です。このことは、高齢者の方が要介護(要支援)状態になる期間を遅らせるとともに、介護給付費の上昇による保険料の上昇を抑制することにも繋がります。

市では、これまで様々な介護予防教室や講演会の実施、「通いの場(地域の住民が主体となり体操や趣味などの活動を企画・運営し、集う場所)」の活動支援などにより、介護予防・健康づくりに取り組んでおり、9期計画においても引き続き推進していきます。

市民の皆さんへ

9期計画の推進および介護保険財政の安定的な運営のためには、市民の皆さんのご協力が不可欠です。今後も引き続き介護予防・フレイル予防の取り組みの推進と保険料の納付に、ご理解・ご協力をお願いします。

図 6年度の年間保険料額の算出式

均等割額
被保険者1人当たり
4万7,300円

+

所得割額
賦課のもととなる所得金額(※1)
×所得割率9.67%(※2)

=

年間保険料額
100円未満切り捨て
(賦課限度額80万円)(※3)

- ※1 「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額や山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。
- ※2 6年度の所得割率は、激変緩和措置により、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は8.78%、58万円を超える方は9.67%となります。なお、7年度は全ての被保険者の方の所得割率が9.67%となります。
- ※3 次の方は6年度に限り、激変緩和措置により、賦課限度額が73万円になります。
 - ①昭和24年3月31日以前に生まれた方
 - ②障害の認定を受け、被保険者の資格を有している方(障害の認定を受けていた方が、6年4月1日以降75歳になった後に、障害の認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった場合を除く)

表1 均等割額の軽減

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円以下	7割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+(29万5千円×被保険者の数)以下	5割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+(54万5千円×被保険者の数)以下	2割

※65歳以上(6年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。世帯の判定は毎年度4月1日時点(年度の途中に東京都で資格取得した方は資格取得時)で行います。年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します。

表2 所得割額の軽減(東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減)

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

表3 被扶養者だった方の軽減

	加入から2年を経過する月まで	加入から2年経過後
均等割額	5割軽減	軽減なし
所得割額		負担なし

後期高齢者医療保険(以下、「保険料」)の料率は、療広域連合議会で、6・7年度の保険料率が決定しました。

財政運営の仕組み被保険者の皆さんが病気やケガをしたときの医療費の支払いに

(5面から続く)
後期高齢者医療保険料率などの決定

あてるため、医療費から自己負担分を除いた医療費給付の約1割を保険料として納めています。残り

の約9割を公費や現役世代からの支援金で負担しています。保険制度の安定的な運営のため、ご理解ください

ます。

◎保険料の決め方

通り

保険料の軽減措置所得に応じ

◎保険料の軽減

◎被扶養者だつた方の軽減

◎6年度の保険料の通知

◎5年中の所得に応じた仮算

◎4年中の所得に応じた仮算

◎度の保険料額決定は、7月

◎5年中の所得に応じた仮算

◎6年度の保険料額の徴収です。

◎者だつた方の軽減

◎左表1の通り。◎被扶養

◎左表2の通り。◎被扶養

◎左表1の通り。◎被扶養

◎電気式生ごみ処理機は、
7月から助成対象外です
市では、5年3月に「ゼ
ロカーボンシティ宣言」を
表明し、地域全体で脱炭素
化に向けて取り組むことと
成対象から除外し、環境負
荷の低い非電気式の生ごみ
処理機のみを助成対象と
します。制度の見直しにご
理解いただるとともに、引
き続き生ごみの減量にご協
力をお願いします。

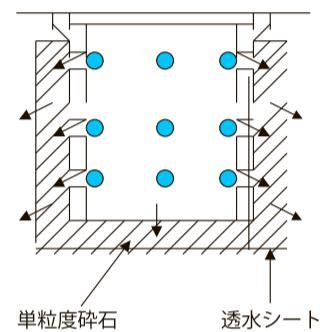
生ごみ処理機器購入
費助成金制度の
内容が変わります

雨水浸透ますの構造
雨水浸透のしくみ
雨
雨どい
建物
地面
雨水浸透ます
单粒度碎石
透水シート

雨水浸透ますの構造
雨水浸透のしくみ

雨水浸透ますの構造
雨水浸透のしくみ

雨水浸透ますの構造



（8面へ続く）



みのり塾 野菜の収穫を体験しよう

環境学習の一環として農家の方と連携し、農作業を通じて水と土の力を学びます。今回はアスパラガスの収穫を行います。

日 5月26日(日)午前10時～正午(予定) ※雨天中止

場 南沢篠宮農園(ひとしファーム)

対 小学生(小学3年生以下は保護者同伴)

定先着15人(同伴の保護者除く) ※キャンセル待ちはありません。

費 無料

持飲み物、軍手、タオル、帽子、運動靴などの動きやすい服装

他▼主催=市市民環境会議環境学習部会▼協力=環境政策課、子どもセンターひばり、学校法人自由学園

申 4月22日(月)午前8時半～30日(火)午後5時に、申し込みフォームで
問 環境政策課 042・470・7753



申し込みフォーム

4月29日は祝日ですが、平日と同様に収集します。ごみと資源物は、決められた収集日の当日、午前8時半までに出してください。小型廃家電類を除く全品目が戸別収集です。

ごみ収集日や分別などのごみ出しルールは市HPでご確認ください。

問 ごみ対策課 042・473・2117(粗大ごみの申し込みは 042・473・2118またはインターネットで)

4月29日は祝日ですが、平日と同様に収集します。ごみと資源物は、決められた収集日の当日、午前8時半までに出してください。小型廃家電類を除く全品目が戸別収集です。

ごみ収集日や分別などのごみ出しルールは市HPでご確認ください。

問 同課管理係 042・473・2117

4月29日(月祝)のごみ
収集



住環境

べ残しや調理くずを減らす
などの「リデュース(発生させない)」が最も重要であり、捨てる前に「ひとしほり」していただだけでも減量の効果があります。

もし、ご家庭で未使用的食品が余ってしまう場合には、ごみ対策課にてフードドライブの受け付けも行っていますので、ぜひご活用ください。詳細は、市HPまたはごみ対策課へお問い合わせください。

返付金詐欺の電話は、自分はだまされない、大丈夫と思っていても、実際にATMまで誘導されてしまう人が多くいます。お金に関する電話があつたら必ず、家族や警察に相談しましょ。

雨水の地下浸透量の減少は、(消費生活展)は、くらしの中の契約や安全・環境・食事が期待できます。市内の豊かな水辺環境を保全するため、皆さんのご協力をおりません。

地表面のコンクリートやアスファルト化などによる雨水の地下浸透量の影響を与えます。雨水浸透ますは、屋根に降った雨水を地下へ戻し、地下水を涵養する効果が期待できます。市内の豊かな水辺環境を保全するため、皆さんのご協力をおりません。

アスファルト化などによる雨水の地下浸透量の影響をくらしフェスターの開催や安全・環境・食事が期待できます。市内の豊かな水辺環境を保全するため、皆さんのご協力をおりません。

くらしフェスターの開催や安全・環境・食事が期待できます。市内の豊かな水辺環境を保全するため、皆さんのご協力をおりません。

くらしフェスターの開催や安全・環境・食事が期待できます。市内の豊かな水辺環境を保全するため、皆さんのご協力をおりません。

間 東久留米消防署防火査
係 042・471・0119
(内線520)

467・0110

既存住宅への雨水浸透までの設置には、設置補助金制度を利用できます

申請対象者敷地が1000m未満の既存の個人住宅(新築、増築などを除く一般住宅)で、東久留米市宅地開発等に関する条例に該当しない住宅を所有する方

補助金額設置状況により、経費の全部または一部を補助金で受け取れません。また、通話しながらのATM操作は危険です。ATMで還付金は受け取れません。また、通話しながらのATM操作は危険です。

申 5月2日(木)までに(必着)郵送(〒203-8555、市役所生活文化課市民協働係宛て)またはFAX(042・472・1131)で送信を

問 同係 042・470・7753
申 5月2日(木)までに(必着)郵送(〒203-8555、市役所産業政策課窓口(市役所6階)で配布している「参加申込書」に必要事項を記入の上、郵送(〒203-8555、市役所産業政策課窓口)または同課へ持参を(閉庁日時を除く)
問 同課農政係 042・470・7743



お知らせ

第52回くらしフェスター
くるめ実行委員募集



援農ボランティアを 募集します



都市農業への理解を深めていただくとともに、農家さんが営農を継続できるよう、援農ボランティアを募集します。この援農ボランティア養成事業では、農業に関する講義や視察、農家での実習を受けていただいてからボランティアを行えるので、初心者の方でも安心してご参加いただけます。説明会を開催しますので、市HPなどで内容をご確認の上ご応募ください。

日 5月21日(火)午前11時から1時間半程度

場 市役所6階602会議室

内 事業説明、実習受け入れ農家との顔合わせ

対 20歳～75歳で健康な方

注 ボランティア活動ですので、賃金や交通費、弁当代などの報酬の支給はありません。無償での活動であることをご理解いただいた上でご応募ください。

申 5月9日(木)までに(必着)、市HPまたは産業政策課窓口(市役所6階)で配布している「参加申込書」に必要事項を記入の上、郵送(〒203-8555、市役所産業政策課窓口)または同課へ持参を(閉庁日時を除く)



市HP

